時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千八百十八號
明治廿三年十月廿五日　土曜日
舊曆庚寅九月十二日　(己卯)
日出午前五時五十七分　日入午後四時五十三分
月出午後三時三十九分　月入午前二時二十二分
滿潮午前二時二十七分　午後三時零四分
(西曆一千八百九十年)

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

外交官及領事官

此程勅令第二百五十七號を以て外交官及領事官々制を改正したるは新任命等至急に差懸りたる格別の仔細あるに非ずして唯從來その官制の不充分なりしが爲め之を今日に確定して他日國會開議の場合に豫備せんとの理由に外ならざるべしと雖も無意に改正せられたる官制により往々有意の更任を促すみとも珍しからざる習なれば或は世間の噂の如く着々新任命の沙汰を聞くみとなしとも限る可らず又今日の實際に於ても外交官及び領事官の撰任に就き舊來の筆法を革るは時勢に要用なる意味もある可しと我輩の信する所なり

外交官の職掌如何を尋るに平常無事の時には唯公法上の名義を以て國交際の禮式を怠らざるに在るのみ有事の日に際しては本國政府の命ずる所を遵奉して進退する迄なりと云へば誠に是れ悠々たる閑位に似たれども國の代表者は名實ともに代表者たるを免れずして其周旋擧動は一々國の品位に關する者なれば直接の責任決して輕からざるのみならず在外本國人の振舞にも注意して兎角本國の體面を傷くるなきやう片時も之を等閑に附す可らず況して條約改正の一事は多年來我外交上の難問題にして近日も亦新に端緒を開きたる様子にて其筋に自から全權の委員もある由なれども外交の談判は單に正面の一方より進む可きものにあらず陰陽表裏虚々實々の際に却て側面の周旋を以て暗に奇功を奏するの事例少なからざるみとなれば凡そ此邊の旨を根本にして適當の人物を得んとするときは其人撰の難きのみあらず其人を得て其技倆を伸べしめんとするには費用も亦大ならざるを得ず左れば今日政府の内外に其人物は擇び得たりとするも費用の一點に至りて更に困難を覺るみとなれば爰に我輩の宿論を提出するときは外國に在る我公使館の數を減して二三を一に合併し歐米の大國、云はゞ外交の要處にのみ公使を派遣して他は兼務せしめ外交上の技倆も費用も或る中心に集めて其運動を自在ならしむるは一擧兩全の策なる可しと竊に信する所なり從前は外交の體裁を張るの趣意に出たるみとか資產に豪なる華族貴公子を撰任して諸外國に派遣せしめたるみともあり或は内の官途の内情よりして人を轉任せしめて公使に命したるみともあるよしなれども外交の技倆に乏しき貴公子が何程財を散したりとて其散財は到底無効たるを免かれず又人繰の爲めに外交官の地位を利用するが如きは其利害論するにも足らざる次第なれば自今以後殊に昨今は條約改正の沙汰もあり旁々以て外交官の撰任は國家の一大事として斷然舊筆法を革められんみと我輩の偏に希ふ所なり又領事に於ても精撰の要用は前と同様にして國の品位を重んずべきは勿論その本職たる通商上の事務は我が國富に關するみと容易ならず容易の進否は直に在外領事の周旋盡力如何に在るみとにして職務の性質を云へば外務省に關係するよりも寧ろ農商務省に近きものなれば假令へ表面は外務の配下に在るも今より面目を改め農商務省との關係を親密にするみと至當なる可し抑も通商貿易の事たる將來ますゝゝ我官民の力を極めて擴張せざる可らざるは固より論を俟たず今みれを實例に徴して領事の適否を問ふは無用の沙汰なれども是れまでの處にては決して撰叙の精きものに非ざるが如し之を要するに我輩は外交官及領事館とも最も有用の技倆を精撰して國力の足らざる所、商權の缺くる所を補ひ猶ほ其上に積極的の進捗を希圖せざる可らざるを信ずるものなれば聊か平生の希望を述べて以て改正官制の前途を觀んと欲する者なり

官報

朕帝國議會議長副議長議員歲費及旅費支給規則ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿三年十月廿三日　大藏大臣伯爵松方正義

勅令第二百六十三號

帝國議會議長副議長議員歲費及旅費支給規則

第一條　帝國議會議長副議長及議員ノ歲費ハ毎年七月ヨリ翌年六月ニ至ル十二箇月ヲ以テ一期トシ計算ス

第二條　議長副議長及議員ノ歲費ハ其ノ前六箇月分ヲ帝國議會通常會開會ノ後三十日以內ニ其ノ後六箇月分ヲ閉會ノ後七日以內ニ支給ス

第三條　議長副議長ノ歲費ハ其ノ勅任セラレタル當月分ヨリ支給ス
議長副議長ニ勅任セラレタル議員ノ歲費ハ其ノ勅任セラレタル前月分マテ支給ス

第四條　貴族院勅任議員ノ歲費ハ其ノ勅任セラレタル當月分ヨリ支給ス
但シ多額納税者ノ互撰セラレタル者ハ其ノ互撰セラレタル當月分ヨリ支給ス

第五條　議長副議長及議員退職解職除名ノ場合ニ於テハ其ノ當月分マテヲ支給ス

第六條　衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ其ノ議長副議長及議員ノ歲費ハ解散ヲ命セラレタル當月分マテヲ支給ス

第七條　衆議院解散ヲ命セラレタル後撰擧セラレタル議員及補缺議員ノ歲費ハ其ノ撰擧セラレタル當月分ヨリ支給ス

第八條　衆議院ノ議員貴族院ノ議員トナリタルトキ其ノ他如何ナル場合ニ拘ハス歲費ハ同一人ニ對シ重複支給セス

第九條　官吏ニシテ議員タル者官吏ヲ罷メタルトキハ其ノ當月分ヨリ議員ニシテ官吏ニ任セラレタル者仍議員タルトキハ其ノ當月分マテヲ支給ス

第十條　議長副議長及議員ノ旅費ハ別表定ムル所ニ從ヒ之ヲ支給ス官吏ニシテ議員タル者亦同シ
上京旅費ハ歲費ノ前半額ト歸郷旅費ハ歲費ノ後半額ト同時ニ之ヲ支給ス

第十一條　旅費ハ當撰區ノ何地ニ在ルヲ問ハス其ノ住居地ヨリ直路ノ里程ヲ計算シテ之ヲ支給ス

第十二條　議院ヲ距ル三里以內ノ地ニ住居スル者ハ何地ノ議員タルヲ問ハス旅費ヲ支給セス

第十三條　汽車旅行ハ一日二百哩路汽船旅行ハ一日百海里陸路旅行ハ一日十二里ノ割合ヲ以テ兩路ノ行程ニ應シ支給ス但シ一日ノ行程ニ滿タサル端數ハ切捨トス

第十四條　召集ニ應セサル議員ニハ事故ノ如何ヲ問ハス旅費ヲ支給セス

旅費表

汽車 一哩ニ付	汽船 一海里ニ付	車馬 一里ニ付	日當
拾錢	拾錢	參拾錢	貳圓五拾錢

雜報

○農商務省告示第九號
本年(九月)法律第七十八號ヲ以テ登記法第一條ニ追加規定ノ農商務省特許局ニ於テ登錄シタル特許意匠及商標ノ登記ハ當省特許局ヨリ本人ノ居住地ヲ管轄スル登記所ニ通知シテ之ヲ爲スヘキニ付本人ニ於テ其登記ヲ登記所ニ請求スルヲ要セス
明治二十三年十月廿四日　農商務大臣陸奧宗光

○北海道の郵便に關する前嶋遞信次官の談話　北海道郵便線路の困難なるみとは前日の本紙に見えしが此程同地方を巡廻して歸京したる前嶋遞信次官に就き或人が其模様を尋ねたるときの談話なりと云ふを聞くに北海道の郵便も殆んど内地同様に之を實行し居るみとあれども海陸兩道の便內地ほど開けざるは申す迄もなく場所に依りては非常なる難所もあるが爲め間々通信上の不便を感ずるみとあれども北海道中苟も人民の棲息する所は焉くに往くも通信の便あらざるなく加ふるに電信の如きも便宜の箇所に敷設して實際差程の不都合ある筈なし去りながら前にも陳べたる如く交通の道充分ならざる所あるゆゑ隅から隅まで少しの遺憾もなく行はれしめんとするは餘程至難の事にして一朝一夕の能くする所にあらず左れば今日北海道に限り何とか特別の制を設けんかと云ふに其方法とて別にあるべき筈もなければ先づ差當り郵便局の數を増して通信の便を計るより外致方なし勿論是れとても遞信省に於ける年々の經費豫算に從ひ其許す限りの範圍に於て之を爲すみとあれば無暗に局の數を増す譯にも參らず併し愈々此法を實行するものとすれば北海道は內地と其制を異にし通常內地ならば一の郵便局を置かれざる程の人烟稀少なる處にても北海道に限り之を置くを得るやうにせざれば不都合なるべし現に角今日俄かに是等の便利を得るみとは一任難きにもせよ實際北海道を巡廻して見たる處にては近年道廳の政策もなかゝゝ宜しきを得て殆んど全道を貫通すべき道路開鑿の計畫杯もあるほどなれば遠からずして往來の便開くると共に通信の道もおひゝゝ宜しくなるべし今日の有様にて北海道に要する郵便の經費と其收入とは果して如何あるべきか精密なるみとは統計に依るにあらざれば確言しがたきも收支の點に就ては隨分心配なき能はず元來北海道の人民は電信を利用するみと多くして其收入も亦少からざれども其電信の多くは內地に向て發するゆゑ之れが爲めに內地の電信局にて費す所の金少からざるを以て彼れ此れ計算するときは彼れの得る所は以て此れの失ふ所を償はざるが如きみとなきを保せず要するに往來の便開くるに至らば此の如き收支相償はざるが如き心配もなきに至るべし云々

○日本製茶輸出の增加に就て　海外輸出品中の重要品たる生絲及び製茶の消長は實に我國經濟上に少なからざる關係を及ぼす事は爭ふべからざる事實なるも本年橫濱に於ける製茶貿易の模様を聞くに本年は新茶取引の始らんとするに際し不幸にも米國に於て銀貨案の問題現はれ遂に銀塊相場に一方ならぬ動搖を與へたれば新茶季節より價格も三四弗方低落したるを以て今年の製茶貿易は必ず例年より多少の衰額を來すならんとは當業者が一般に豫想せし處なりしも之に反して爾來價格は別段騰貴せざるも買込の活潑なる爲し例年無比の有様にて夫が爲め輸出額も意外に增加し就中昨今に及び中以下十弗前後の品、殊の外賣行よきを以て相場も隨て上進し橫濱の市況に一段の活氣を添へたり全體製茶貿易の如きも生絲と均しく爲替相場の變動に大關係あるものなるに
替相場の變動極
を現したるは甚だ
の如きは生絲に比
場の影響を蒙る事
如し是れ則ち製茶
に次ぎ共近因は近
と増加し就中紐育
る販路漸く擴張
の漸次増加せしを
ものなり倘本年は
は例年に比し幾分
都合を與へたるも
り米國及加奈陀地
見る處にして昨年
を對照すれば今年
れり今兩年度新茶
外商館に買込みな
ば左表の如し

廿三年	
五弗より十一弗迄	二、二六三、
十二弗より十六弗迄	九、三三七
十七弗より廿一弗迄	五、一三八
廿二弗より廿六弗迄	二、八五六
廿七弗より三十五弗迄	一、二五四
卅五弗より四十弗迄	八六
合計	二〇、八三六

右の統計によれ
の増加なるが價格
新茶最初に於ては
て敢て變りなく
實行されたれば輸
實に好結果を見

○辭令書二萬五千
屬吏の交迭に使用
辭令書は總數二萬
づゝ下附する爲

○大藏省の拂下
國米を購入拂下
たるみとあるが
外國米は玄白と
餘萬圓なる內二
兵庫の三箇所に
六萬袋(何れも玄
く拂下ぐる都合
しを改めて毎一
に一萬袋位づゝ

○葡萄牙皇帝誕
に付芝區葺手町
を招待して祝宴

○大坂鐵道の工事
線即ち王子驛より
十七鎖)迄十三
は鐵挺丈は來月
四箇許りを架設
の頃あるべしと
より山城の木津
をもなせしに三
て木津町の北入